

に小さい。

最近ブラジル大豆生産は減少傾向にあるが、これに加えてアルゼンチンにおける輸出税の26%より6%への引下げという問題が重なり憂慮されている。この輸出税の引下げは、アルゼンチン産大豆がブラジル南部地方の工場に競争力を持って供給されるに十分な理由となるからである。

この輸出税の差、すなわちブラジルの46%にすぎないアルゼンチンでの租税が同じ南半球の生産国としてブラジルの大豆生産を後退させている理由の一つともなっている。更にブラジルの大豆には、二重課税の問題がある。その輸送運賃においてICMS（商品流通サービス税）がすでに課税されており、その上に輸出税が加っている状況にある。これら過重な課税の結果は、市場の衰失、生産ベースの後退、アルゼンチン産大豆輸入の増大、隣国への大豆供給の依存という恥じるべき事態の到来を余儀なくし得ることであり、外国市場衰失の兆候はすでにある。しかもそれが自然条件における競争性の問題ではなく、ブラジルにおける租税制度によるものである点が問題である。

ブラジルは、大豆（豆）、大豆粕及び大豆油の輸出において異った輸出税を設定してきた。しかしこの異った輸出税は大豆（豆）の輸出を制限し、加工品の輸出を促進するためのものではなく、大豆（豆）と加工品が同様の条件で輸出されるためのものであった。すなわち大豆（豆）の輸出が阻害されないための措置であった。このことは、輸出税の格差は一見加工品の輸出促進のために設けられるものとの印象を与えるが、実際にはそうではないことを意味しているものでもある。

これに対しアルゼンチンが採用している輸出政策は、明らかに大豆加工品の輸出を促進する方針にあり、大豆粕と大豆油の輸出税を0としているのに対し、大豆（豆）の輸出に対しては、6%の課税が行われている。この政策下でアルゼンチンの工場部門は、生産のキャパシティを強化しているが、次の段階は、ブラジル市場での競争ということになる。生産能力の問題は別としても、今日すでに課税率の開きからアルゼンチン製は、大豆副産物が有利な競争条件を示している。

ABI OVE（ブラジル植物油工業協会）が1991年に発表した“MERCOSULにおける油脂部門”と題するレポートによると、輸出税の差からアルゼンチン製品は、大豆粗油1トンあたり、76ドルの差を持つと述べている。又、大豆（豆）を輸出する代りに大豆粗及び大豆油を輸出する場合の課税面での利益は、1トン当り、13ドルという。

このようにアルゼンチンは、大豆油の輸出価格をトン当り76ドル引下げることが出来る条件を有している。すなわち、現在の1トンあたりの相場が424ドルとして、大豆油の取引価格を18%値引きする条件を持つことになる。

第3国に対する競争力は、明白である。すでに二つの利点を利用して1990年におけるアルゼンチンの大豆油輸出は、100万トンを超しており、米国及びブラジルをしのぎ世界最大の輸出国となっている。更に最近では大豆粕においてもブラジルに次いで2位の地位にあり、その躍進振りは目覚ましい。

アルゼンチンにおける生産地帯と消費地帯の平均距離は、250kmである。これに対しブラジルの場合は、900kmと大きい（注：ABI OVEの情報）、更にアルゼンチンでは、ブラジルの輸送形態に占める道路輸送よりはるかに安い鉄道及び水路輸送が多く用いられている。（ブラジルの場合、鉄道輸送はわずか23%）。最近では又、パンパ地方とバイヤ・ブランカ港を結ぶ鉄道が建設されており、現在の輸送コストを更に下げる可能性が期待されている。金利は、アルゼンチンの年14%に対しブラジルは、政府の農業融資でTR+12%、商業銀行利息の場合は、桁はずれに大きい。これらすべての要素は、アルゼンチンに対しブラジルの競争力がはるかに劣ることを示すものである。

主要輸出国のとうもろこし、小麦、及び大豆のロッテルダム及び

日本の港着コスト比較 (1986年中期)

US\$/t

作物及び輸出国	輸出港 FOBコスト	輸入港着コスト及び順位			
		ロッテルダム	順 位	日 本	順 位
とうもろこし					
イ	101	121	1	113	1
アルゼンチン	102	121	1	134	2
米 国	122	135	2	148	3
南アフリカ連邦	126	145	3	157	4
ブラジル	151	168	4	185	5
フランス	193	195	5	223	6
小麦					
アルゼンチン	97	116	1	129	1
英 国	141	145	2	172	3
オーストラリア	129	153	3	148	2
カナダ	155	166	4	174	4
南アフリカ連邦	147	166	4	178	5
スランス	164	166	4	194	7
米 国	163	176	5	189	6
大豆					
アルゼンチン	163	182	1	195	1
ブラジル	199	216	2	233	3
米 国	205	218	3	231	2

出所：ORTMANH RASK E STULP (1989)

注：コストには土地の報酬は含まれていない。

7 メルコスールの開設に伴う問題点に対する各国政府関係者の意見

7・1 ブラジル

ブラジル外務省市場統合局、参事官をPAULO ROBERTO DE ALMEIDA氏の意見

質問：メルコスールに含まれるブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ及びパラグアイに居住する日系の移住地では、メルコスールの開設に対して一種の不安や脅威を感じているものが多い。この問題に対して政府としてどのような考え方をもち、どのような措置をとろうとしているのか、メルコスールにおける農業部門は、どうなるのかについて。

回答：市場統合の動きの中で農牧部門は、その影響をもっとも敏感に受ける部門の一つである。工業部門と異って簡単に変更出来ない生産周期によっているからであり、年間を通じて一定の生産計画にすべてを依存し、生産資材や生産コストを容易に変更出来ない性格を持っている。従って農牧部門に対しては特別の配慮が必要である。

ブラジルの農業について行った分析によると、ブラジルの農業部門は、総体的に国際間での競争力を持っており、メルコスールの構成国内においても競争力は強い。勿論、一部の部門一部の作物においてメルコスールの他のメンバー国に劣る競争力を持つものもある。とくに南部地方における温帯作物は、この問題が大きい。この地方は、アルゼンチンのバンバ地方におけるすぐれた自然条件の生産物と直接の競争を余儀なくされるからである。

油脂作物の生産において、バンバ地方の天然の肥沃度がブラジルの中央高原のそれと比較してはるかにすぐれていることを否定するものはいない。しかしもっとも大きな問題は、自然条件において有利な条件下にあるだけでなく、生産コストの開きも又大きいということである。しかもその差は、自然条件にもとづくものではなく、政府の経済政策という人工的要素によるところが大きい点が問題である。たしかに一部の作物においては、メルコスールの開設によってブラジル製品の競争力がおびやかされるものもあるが、しかしこの脅威も貿易の自由化そのものによって生じるのではなく、ブラジルの第1次産品がその流通過程における過重な租税制度により販売価格を極度に高めている点にある。農業資材部門（農業、化学製品、トラクター）の国産品保護のため、その原材料に関する高い関税がその国内価格を高値なものとしているほか、国内を流通する場合、I CMS（商品流通サービス税）その他生産物にかゝる諸税が高く、中に輸送費に対する課税など二重に課税されている場合もある。メルコスールの他のメンバー国は、農業生産資材の輸入に対しては、免税措置をとっており、農業生産資材の国内生産が行われていないウルグアイでも農業の輸入に対しては、その関税を0としトラクターの輸入税も最低のラインに押えて農業生産者の保護を行っている状況にある。このため、ウルグアイで売られているブラジル製のトラクターは、ブラジル国内で販売されている価格よりも25～30%安いことがしばしばである。この価格の差は、コスト構成の面からみて極めて重要なことである。メルコスール構成国との間にみられるコストの差は、まさにこの点にあり、国内的にみる場合、あやまった租税政策ということが出来る。この問題は単に日系コロニアのみの問題ではなく、国の問題として是正されねばならず、又、実際問題として訂正されることになろう。

メルコスールの開設は、まさにこのような税務、租税面における国別の格差を調整する可能性を持つものである。すなわち同一条件下における生産販売に対する非現実的な補助を撤廃し、メンバー国間のコストの調和が一つの大きな課題とされているからである。メンバー国間の租税制度を統一し、そうあるべき姿への変換が求められている。現状を続ける限りにおいて、アルゼンチンとウルグアイがより大きな利点を持つことは明らかである。

しかし、ブラジルにも一部の部門では、小麦のような極端なケースも含み高い生産性を持っている部門がある。すでに分っているようにアルゼンチンの生産性は平均してブラジルよりも高いが、ブラジルの中においてもある地域において、又ある生産者の中には、生産コストは比較的に高いもの、アルゼンチンと競合出来る生産指数を持つものがある。

メルコスールにおける第2の問題は、特定の作物に最良の条件を持つ地域をその作物の特定生産地域とすること、及び生産の補完態勢を作ることを奨励することである。ブラジル農業の中で、メルコスールの影響を受け易い部門（穀類、乳製品全般）や一部の作物（ぶどう、ぶどう酒、果実類）は、一部を直接消費用、一部を工業加工用として相互の補完態勢を作り、又一部のものについては国境の対岸で生産を行っている隣接国の生産者と協同態勢を作ることもすゝめられねばならない。これらの競合相手もそれらの問題を持っており、深く分析すればブラジル以上の問題を抱えているかも知れない。

マーケティングの面よりみると、ブラジルは販売面において大きな市場を持っている。これは、ブラジルよりも天然の資源に恵まれるウルグアイでは存在しないことであり、より大きな企業的農業を行っているアルゼンチンですら農業面における有利性が、そのまゝ市場を占有出来る有利性にはつながらぬものではない。ブラジルはその絶対量において生産面、消費人口面、市場規模のいずれの面においてもメルコスール最大のものであり、他の3国はその生産量を全部合せてもブラジルの市場を占有することは出来ない。すなわちブラジルの需要を満たすことは出来ず、最終的にブラジル国内の生産によって補完されることになる。95年に関税率が0となったあと価格差を生じる唯一の項目は輸送費であり、輸送コスト面より有利な品目がメンバー国より入ったとしてもブラジルの消費を最終的に賄うのはブラジル産品である。

このように国別の優位性はいろいろとある。しかしこのような現状を変える変化が生じていくものと思われる。若しメルコスールの開設以降も現状を続けるのであれば、統合市場開設の意味がないからである。

自由貿易圏内における経済的な合理性、統一関税の設定、共同市場の開設等は、まさにそのために行われるものである。生産の特定化、農業－工業の相互補完、同一生産品目におけるメンバー国間の生産協定、部門別の通商の促進等は、競争力を高めるための要素となる。更にメンバー国の持つポテンシャルを統合する場合、第3国に対するメルコスールの競争力が増大する。

一部に現存する問題の中、その大半は、メルコスールそのものによって生じるのではなく、国内の経済政策にもとづくものであることは、前述の通りである。しかしいづれにしろブラジルの消費階層に恩益を与え、第1次産業部門にしろ、工業部門にしろ、その競争力を強化させ、更に国際市場への進出を促すメルコスールは、ブラジルにとっても大きな関心事であり、その開設は早期に達成されねばならない。

質問：このような情勢の中で、中小生産者に対する対策について。

回答：メルコスールは、比較的簡単なメカニズムすなわち関税の引下げ、非関税障壁の撤廃という線です、められている。従って中小生産者のための政策は特に設定されておらず、個々のケースについては当該国の政府との交渉によって解決されねばならない。メルコスールは、ローマ協定をその起源とするECのように共通農業政策というのを持っていない。あるのはマクロ経済政策でこれには、税務、為替及び外国貿易政策が含まれる。そこにはいまだ第1次産品の生産と輸出に対する広範な援助を含む共通農業政策は含まれていない。しかしメンバー国の各政府間には、このメルコスール共同市場計画が大きな構整の割には、その開設までにわずか3年間という極めて短い準備期間しか設けられていない点を憂慮する声が多い。この貿易の自由化に伴う社会コストを最少限に減少することについて、各国政府とも大きな懸案事項としてとりあつかっている。

農工業の再編成を行うプログラムを援助する必要がある。このためメンバー国4ヶ国は、米州開発銀行に対してその融資についての交渉を行っているが、どの部門を変更していくかについてはいまだ調査中であり、結論は出ていない。しかしすでに明らかとなっている部門については、生産者自身がこれを早急に行っていく必要があり、政府の援助を待つべきではない。ブラジルを含むメンバー国4ヶ国は、いずれも経済危機の状態にあり、ほとんど破産状態にあるところから基本的な社会プログラムに対する投資能力は無く、国際金融機関に依存するか、国内資金としては、税務恩典資金を充当する程度である。

国が行う援助については、他の国、たとえばECと比較する場合、その比較の対象とはならない程である。しかし強力な補助を受けているヨーロッパでも市場の法則を逸脱しており、完全に歪みの状態にあるといつてよい。ヨーロッパの牛がブラジルの牛よりもはるかに生産性が高いことは知られている。ヨーロッパの豚が、高い収益性を持つことも衆知のところである。これらは、強力な補助にもとづくものであり、その結果として熱帯地方をその生産地帯とする原料部門ですら、熱帯地方と競合するという馬鹿げた現象すら出現している。砂糖にしろ、肉にしろ、乳牛製品にしろヨーロッパの産品は、他の生産国に対して競争力を持っているが、その中、油脂作物まで本場のブラジルやアルゼンチンと競合するようになるかも知れない。強力な補助による競争力の増大という変形は、今ウルグアイ・ラウンドにおいて是正されようとしている。

中小農業者の保護という問題については、今後ブラジルを始め、メルコスール・メンバー国の間で重要課題としてとりあげられることになろうが、メルコスールの目的自体が従来の形態を継続しないという点にある以上、全生産者の満足を得る措置は保証出来ない。

貿易自由化政策の中で強力な競争相手が、ブラジルの市場に入り込んできたとする。ブラジルがこれに対して競争に負ける部分を補助する政策をとることは、社会が生み出す利益の一部を1農作物に廻すことを意味している。たとえば桃の輸入がアルゼンチンより行われた場合、これを競合するためにブラジルの桃生産と何らかの保護を加えることは、社会全般が受けるべき利益の一部を桃のみのために支出することを要求するのと同じことである。桃の生産者としては、その資金によって競争力の不足をカバーするよりも、競争力のある他の作物への切換えを図るプログラムにその資金を用いる方が有効である。アルゼンチンやウルグアイと比較して明らかに競争力の劣る作物に固執すべきではなく、中小生産者は、とくにこの点に注意すべきである。

質問：メルコスールにおいて競争力を持たない作物の生産活動は、他の作物に変更すべきかについて。

回答：競争力がないからといってすぐ変更するという性格のものではない。外観上の生産性だけでなく真の生産性を知る必要がある。この真の生産性はその作物を継続して生産するか、他に変更するかの基本となるものである。真の生産性とは、ブラジルの農業生産コストを高めている租税制度の中でブラジルの農業者を苦しめている過重な税金を除外した分をいう。これを除いた場合一作物における生産性が国際的水準と比較してどうかという点を知る必要がある。現在ブラジルの農業生産者は、経済政策の欠陥又は、不備なインフラにもとづく高い輸送コスト、高い港湾経費等々、多くの問題によって生じるコストの一部を負担させられているが、これらは、メルコスールとは全く関係のない要素である。したがってこれらの国内的要素を除いた真のコストはいくらなのか、それがメルコスールの市場において競争力のあるものなのかを知る必要がある。個々の生産者においてその分析をすることは不可能であるが、生産者組織である協同組合が専門家と契約してその分析を行わせることは可能と考えられ、これがもっとも適当な方法だと思われる。特に日系コロニアの場合は、コチアという大きな組織があり、これを通じて組合員の生産物のブラジルにおける1tあたり、又は1kg当りのコストはいくらなのか、同じ作物のアルゼンチンやウルグアイにおけるコストはどうなのかを知り、国内の租税制度にかゝわる問題を除外して外国との競争力があるかないかを知ることが先決である。その結論として生産を維持すべきか、他に変更すべきかの結論が出されることになる。

例えば、小麦の場合についていえば、アルゼンチンにおける平均単収がブラジルをはるかに上回ることは知られている。したがってメルコスールが開設されたあと小麦の自給態勢を確立するという考え方は成り立たない。国内にも EMBRAPA（ブラジル地理統計院）が研究開発してきた特殊の品種、たとえばセラード地帯やバイア州で栽培出来る品種がある。したがってこれら開発品種の中、アルゼンチンと比較して競争力のあるものだけを残し、その他のものでアルゼンチンとの競争に劣る場所や品種の栽培は放棄し、他の作物に切換えるべきであろう。先述の協同組合による生産コストの調査分析は、早い程よい。これらが契約する調査会社は国内のみでなく、アルゼンチンやウルグアイについても同様の方法による分析を行い、ブラジル産小麦との対比を行うことが重要である。その結果として、出来得る限り真実に近い姿を把握し、これを基礎とした政策の提案が行われなければならない。その提案には、生産性を向上するための条件、政府に対する問題点は正の要求、他の国に比して高率な I CMS（商品流通サービス税）の減税、輸送コストの軽減、高価な農業生産資材の輸入関税の引下げ等が含まれる。

メルコスールの部門別委員会では、農業部門における共通関税に関する分析が開始されている。メルコスールが輸入する農業生産資材に対する共通関税をいか程にするかなどの問題に対する回答も、この分析の結果によって得られるものである。農協は、この分析を行うコンサル会社と委託契約を行う条件を持っており、契約されたコンサル会社は2～3ヶ月で調査を終了し結論を提出する。これを起点として、将来の共同市場に対する準備が開始される。

メルコスールを前進させようとする強い政治的な動きがある。各メンバー国の大統領、大臣、政府が、メルコスール実現のための約束を行っている。したがって国内の生産部門の中の一部で、メルコスールの開設によって被害を受ける可能性のある分野が、関税廃止の方向にすゝむ共同市場の開設時期を延期するよう政府に働きかけている動きに応じるわけにはいかない。政府の意向は、あくまで95年にメルコスール圏内の関税を0に持ちこむことのみである。従って若し私が農業者であれば、この

準備期間の最後に政府が期限を延期し、関税面、非関税面の保護を継続するだろうとする仮定には賭けないことにしたい。私としては、あくまで自由化を前提とした準備を行い自由化に備えていく方法をとりたい。若し、所定の期限に自由化に踏み切らず、更にある期限が延期されたとしたら、それは利益というものである。競争力の大きい部門程その利益は大きなものとなる。しかし何回も繰返えすようだが、あくまで95年関税0を前提とした準備がすゝめられるべきである。

サン・パウロでは、アグロインダストリーに属する多くの企業関係者が、昨年アルゼンチンのラス・レーニャスで行われたメルコスールに関するスケジュールの実施は無理であり、その通り行えば農業部門に大きな負担を与えることの意見が多い。しかし、ブラジルでは何かあると政府に抗議し、政府の何らかの措置を期待するのが習慣となっている。工業界も農業界も問題に直面する度に、政府の介入を要求してきた。しかし、今回は、メルコスールがすでに動いているという現実を認識すべきであり、その現実に対応すべきことである。もはや保護を求めようとすべき時ではないことを強調したい。

質問：日系農家を含み経済的に余裕のあるものは、すでに個人でメルコスールの開設に対する問題点を探るために動き出している。これらの生産者の中には、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイを視察し、現地の生産者を訪問して意見を交換し、問題点の分析を行っているものもある。JICAとしては、そのような経済的余裕のない日系農家のため、これらに代ってメルコスールにかゝる情報を提供するため調査を行っている訳である。これについて参考となる御意見があれば提供戴きたい。

回答：そのような意味においても、いま行われねばならないことは、共通の問題点を持つ中小生産者が実際の問題を知るため、専門家と契約して調査を委嘱することである。又、サン・パウロ市内でもこの分野で行われている研究結果を知ることも出来る。ピラシカーバ農大（サン・パウロ大学農学部）で行われているメルコスールに関するセミナーもあり、又例えばMAURO REGENDE LOPESといった本問題に対してすぐれた分析を行っている学者もある。勿論これらの研究は、マクロの見地に立ったものであり、さらに生産者自体の生産性にも相互に大きな違いがあるので個人の問題に応じ得る訳ではないが、全体的な問題としてとらえられている。そして、これらの研究結果が示していることは、ブラジルの農業界が持つ問題点はメルコスール以前の問題であり、輸出商品が二重に課税されている点が指摘されている。JICAとしては、このような調査を基礎として農業形態の変更をすゝめるプログラムを提案出来るのではないか、現在進行中のウルグアイ・ラウンドが期待通りに行く場合、世界の農産物市場は、部分的に自由化が実現する。すなわち国際市場に参加するよりよい条件が得られることになる。このことは、ブラジルの生産者にとっても成長のための一歩前進の機会が得られることを意味している。何故ならばブラジルの生産者は生産力があり、競争力を持っているからである。しかし、他方メルコスールの枠内だけで見ると、ブラジルは基本的に工業国の立場にあることも考えておかねばならない。メルコスールの中におけるブラジルの貿易形態は、工業製品を輸出してメンバー国とくにアルゼンチン及びウルグアイより第1次産品を輸入する形態となろう。すなわちブラジルがメルコスールから行う輸入の60%は、農産物、ブラジルがメルコスールに対して行う輸出商品の60~70%は、工業製品ということになろう。しかし現実には、例えば昨年などは、アルゼンチンに対して工業製品のみでなく、食糧品まで輸出する状態であった。これは、現在アルゼンチンが採用している経済政策の中でその為替レートが全く気狂いじみた状況にあり、バソの過大評価を招いているという

特殊の事情にもとづくものである。このような現実離れした為替政策は、永続きはしないだろうし、又永続きさせるべきでもない。この実勢を大きくかけ離れた為替レートが現実の姿に戻る時、アルゼンチンは、再び競争力を取り戻しブラジルに対し多くの農産物輸出を行うことになる。ブラジルにとってより品質の高い農産物を安く輸入することは、消費者にとって好ましいことであり、農産物価格の安定を図る意味においても重要なことである。昨年は、そうではなかった。しかし将来そのようなことであろう。そしてそうなることが通常の姿であると思う。ブラジルは、工業製品において競争力を持ち、農業部門における競争力はアルゼンチンにあるのが本来の姿である。

他方、最近、多くのブラジルの生産者がアルゼンチンやウルグアイに向っている。これは、調査のためではなく、投資のために進出しているもので、とくにリオ・グランデ・ド・スール州の生産者が隣接するウルグアイの土地を購入し、米作を行うためのものが多い。このためウルグアイの米作は、ブラジル人によって占められているといわれる程で、その数の大きさが想定される。ウルグアイの土地は、リオ・グランデ・ド・スール州よりも安く、生産、販売にかゝる税金もブラジルの場合よりもはるかに少ないのが進出の動機となっており、生産した米をブラジルに輸出する計画である。

このような形態は、他の農業部門でもみられる。オレンジ部門がその一つの例である。オレンジ部門は、最近開設されたNAFTA（米国、カナダ及びメキシコによる共同市場）の影響を受ける部門で、今後圏内の貿易相手国として有利な立場に立つメキシコの生産増加により、これまで米国を最大の市場としてきたブラジルのオレンジ・ジュース部門がおびやかされる情勢が予想されているが、ブラジルのオレンジ・ジュース工業界の中には、早くもその情勢に対応するためメキシコの土地を求めてこゝに投資し、メキシコより米国に輸出を試みようとする動きや、メキシコにオレンジ・ジュース製造技術の売込みを行おうとするものなど、各種の動きが観察されている。これは、近代的設備を有し、競争力があり、資本を持つブラジルの工業界がメキシコを通じてNAFTAの市場を利用するポテンシャルがあることを示す例でもある。

このように世界の情勢は、経済のブロック化がすすんでおり、同一ブロック内の自由化を図る反面他のブロックに対する閉鎖的傾向もが強くなるのは避けることのできない現象であり、農業関係企業も多様な販売戦略を必要とする時代となってきた。このような情勢下にあつて明らかにいえることは、競争力の高い部門のみがいかなる環境下にあれ、利益を得る部門であるということである。

質問：メルコスールの進捗状況について

回答：現在は、メンバー国間に存在する不均衡な問題点は何かを調査する段階にある。このため、各々の情報を交換し、その分析が行われている。各サブ・グループは、この第1段階にあり、93年の上半期中にも問題点を明らかとし、国別に大きなコストの差異を生じている各国内政策の違いが指摘される。

この不均衡を生じる問題点が明らかとされたあと、人工的でなく実質的に同一の条件で競争を行い得るために最少限必要とする事項が提案されることになる。中小生産者は、この第1段階において共同市場プランにどのような形で参加出来るかを知ることができる。

農業政策を担当するサブ・グループ8の各国メンバーは、対策案についてそれぞれの提案を行い、今年の下半期には、最終的文書が作成される予定である。

7・2 ウルグアイ

面接者

メルコスール部門別委員会サブ・ディレクター DIEGO CARDOSO CUENCA氏

〃 顧問 HECTOR CARLEVARO TORRES 氏

〃 工業部門担当 FRANCISCO PURIFICATTI GAMARRA 氏

質問：ウルグアイ国におけるメルコスールの進捗状況について。

回答：メルコスールは、昨年アルゼンチンのラス・レーニャス市の会議で設定されたスケジュールに従い、95年1月を目指した市場開設のための準備が行われており、ウルグアイのメルコスール委員会もこれに依拠している。しかし実際に論議されているのは、果して関税障壁はなくなるのか？財やサービスの自由な流通が可能となるのか？ALADI（ラテン・アメリカ統合市場協定）が定める例外リストに含まれるセンシティブな製品に対する取扱いはどうなるのか？等であり、多くの問題がすでに解決されていると同時に未だ議論の途上にある多くの問題がある。ラス・レーニャスで設定されたスケジュールがすむにつれ、これらの問題も解決されていこう。

質問：メルコスールの将来に関する見通し。

回答：ウルグアイの場合、小面積の国であるため市場の統合による新しい機会が多くあり、希望的観測を持っている。しかし新しい共同市場がウルグアイに利益をもたらすものであるとは言いきれない。言えるのは、新しい機会が生まれるということだけである。問題は、これをいかに利用するかにある。すでに複数の企業が共同して生産や販売を行おうとする動きがみられている。共同市場圏内で互いに競合することなく共同し、第3国に対して販路を開いていくのがメルコスールのフィロソフィーである。

メルコスールの開設に伴うウルグアイへの外国投資の可能性は、期待する価値がある問題である。その実例として、最近イタリーの乳製品製造企業PARMALATがウルグアイの企業を買収したが、これは、ウルグアイを拠点としてメルコスール・メンバー国や第3国への輸出を目指しているものである。

このようにメルコスールへの期待を持った動きがみられている。他にもメルコスールへの期待を示す明瞭かつ重要な指標がある。それは、ウルグアイの都市のスーパーには、ブラジル製、チリ製、アルゼンチン製の多くの商品が並んでおり、国産品よりも安く売られていることである。国産品が輸入税を支払わず、かつ外国品より高いのが現状であり、メルコスールの開設はその外国品価格を更に下げることになるからである。

質問：メルコスールの開設によってウルグアイが直面するもっとも深刻な問題点は何か。

回答：政府ベースでは、現在までのところ特に問題は存在していない。ウルグアイが望んでいることは、低率の関税による多くの保護を与えないウルグアイの現在の方向がメルコスールにおいても採用されることである。

ウルグアイの企業にとってはそれぞれ異なった問題点がある。中でも企業規模の問題がもっとも大きな問題である。一つの分野で競争力を持つ問題以上に企業の規模そのものが、メルコスールによって

与えられる機会を利用し得ないという問題の方が大きな意味をもつものである。メルコスールによって市場は、はるかに拡大され、供給すべき分野が広がるが、これに対する生産が即時に拡大出来ないという問題である。一つの工場の機構を再編成するためには、長期の時間を必要とするものである。

質問：メルコスールの動きに対する指導階級の意見はどうか。

回答：メルコスールの動きに対し、ウルグアイは全面的に満足している。両方の隣国であるブラジルとアルゼンチンとの間にすゝめられている2国間計画より順調な進捗を示している。おそらくメルコスールの構想がこれらの交渉の雰囲気的良好に影響したものと思われる。この1年間におけるメルコスール交渉の収支バランスは、ポジティブである。ウルグアイは、未来、隣接する両大国のブラジルとアルゼンチンに依存する経済形態にあるだけにメルコスールに対する国民の関心は強い。一般に言われていることは、ウルグアイにとって期待の持てる動きは3つある。その1つは、メルコスールであり、2つもメルコスールであり、3つもメルコスールである。すべての関心がメルコスールに集中しているといつてよい。

質問：為替政策上の問題点について。

回答：メルコスールにおける為替政策が問題の1つの焦点であることは、すべてがみとめるところである。このことについては、4つの国が1つの社会を作ろうとすると、この中の3国が為替政策について同様の考え方を持っていれば残る1国も又これに協調しなければならないということである。すなわちブラジルは、メルコスールの開設を前にその為替政策をドラスチックに変更し、他の3国と歩調を合わせるべきであろう。この制度の変更は、時間を要するものであるがメルコスールの開設の日時が決定している以上それを遅らせることは出来ず、緊急の問題といわねばならない。

以上すべての問題は、解決点が見出されねばならない。メルコスールが永続性のあるものとするために必要なことである。

7・3 パラグアイ

外務省メルコスール局ディレクター IGOR ALBERTO PANGRAZO 氏

質問：パラグアイ国がメルコスールについて直面している問題は何か。

回答：現時点でパラグアイが直面している最大の問題は、アルゼンチン側の輸入税引上げの問題である。TAXA DE ESTADISTICA の名目で徴収される税の率は、従来の3%より10%へと7%の引上げがあった。この措置は輸出の多くを同国に向けるパラグアイにとっては大きな打撃であり、又共同市場結成の精神に反する措置であると思われる。メルコスールの構成は、マクロ経済における矛盾した問題の是正を図り、その調整を図ることを目的としている。統合計画を硬直させるような保護主義があつてはならない。アルゼンチンが問題をひきおこしたのと同様にブラジルも又農産物の輸出に対する保護の問題が継続している。

他の問題は、国内市場を拡大するための投資を増加しなければならないことである。国内の経済開発を促進し国内市場に恩恵を与え、所得の良好な配分を実現させるものでなければいかなる協定も意義を持つものではない。

更に、重要な農業部門である小麦と砂糖キビの生産は、競争力を持つことの出来る分野であるが、共同市場の開設によって他のメンバー国、すなわち小麦においてはアルゼンチン、砂糖キビではブラジルとの競合が困難という危惧もある。又国外に対する共同関税が設立される場合、パラグアイの輸入品に対する魅力が失われるという輸入業者の心配もある。

農牧省流通農牧経済局ディレクター WILFRIDO A ZARATE G 氏

質問：パラグアイ国におけるメルコスール開設準備の進捗状況について。

回答：他のメンバー国との間に締結している約束を履行すべく各グループ毎の作業がすすめられている。

昨年アルゼンチンのラス・レーニャス市で設定されたスケジュールは、短期間に行わねばならぬものが多く、非常につまった計画であるが、これに従っており、他のメンバー国に情報の提供を行わねばならぬ事項についてその期限を履行している。

質問：メルコスールに関連する国内問題は、どのようにして論議されているか。

回答：各分野において指摘される問題点について専門の研究グループが問題点の分析、対策の立案を行っている。

質問：ブラジル側の問題でパラグアイにとって障害となっているものは、何か。

回答：ブラジルには、公けにされていない補助が数多くあり、メンバー間との貿易に対する障壁は、依然として存在している。基本的に保護主義の国であるが、メルコスールの開設は、これを解決していく糸口となろう。又、ブラジルがマクロ経済における問題点の解決を急ぐことを期待している。我々にとっては、ブラジルの経済正常化が最大の関心事である。

質問：メルコスールに関する資料、刊行物等について。

回答：パラグアイは小国であり、政府にそのための予算がないため、刊行物はない。技術的、資金的に刊行物を発行する余裕はない。

質問：共同市場の結成に対する危惧と期待について。

回答：自分個人としては、メルコスールに大きな期待を持っている。将来の方向になるものと思う。競争力の点で危惧すべき点もあるが、メルコスール開設による市場拡大への期待の方が大きい。メンバー国間の競争を避け圏外市場への販売を拡大するため、メンバー国間の相互補完を図る準備委員会第8グループ（農業政策）に大きな期待を持っている。

メルコスールを構成する4ヶ国は、基本的に農牧生産国であり、互いに共通するところが大きい。それだけに問題点の解決策も見出されるものと思われる。

質問：中小生産者対策について。

回答：農牧省がすすめている農業政策の中に、中小生産者を優先的に取扱う方針がある。優先的に取扱うといっても技術指導面における取扱いであって、融資面でとくに優先的取扱いが行っていない。

中小生産者が、メルコスールの開設に対して危惧の感を抱いているとはいえない。彼らもメルコスールの動きについては、十分情報を受けていると思われるが、とくに心配しているとか期待しているとかの意志表示はない。したがってこの問題は、公共部門によってそのイニシアチブがとられるべきものである。

メルコスールの開設に伴って発生する現象が、これら中小農業者に大きなインパクトを与えることのないように公共部門によってそれなりの対策をとる必要があるということである。メルコスールの動きに対して発言の余地を持たないこれら中小生産者に代って、政府がその利益を擁護してやらねばならないと思う。

質問：ブラジルでは、中小生産者もメルコスールの開設に対して一種の危惧を持っているが、その問題点を自ら調査する資金的余裕を持っていない。大農はすでにアルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイを観察して起るべき事態に対する対応策を持っている。。パラグアイの場合はどうか。

回答：メンバー国4ヶ国共同様の状況と思う。すべての生産者にかゝわる問題であるが、4ヶ国によって地域内の市場を利用し、圏外の市場に伸ばす最大の努力を行うべきだと思う。例えばパラグアイからは、ブエノス・アイレス市場に対し10月と11月にトマトを出荷し、他の国がその他の時期に出荷することにより、ブエノスの市場では、常に安価に供給され、生産地帯では、常に安定した生産を継続出来る方法を見出していくべきであろう。

パラグアイ工業連盟メルコスール・ゴールジネーター NESTOR MENDES NUNES氏

注) パラグアイ国大蔵省では、省内にいまだメルコスールを担当する部局は設定されておらず、予算の不足から予定された部局の新設も延期されており、又、メルコスールに関連する刊行物、データ等もない。パラグアイ工業連盟は、同省に代るメルコスールの情報提供機関として紹介された機関である。

8 マナウス・フリー・ゾーンの経緯と現状

8・1 設立の経緯

前世紀の後半から今世紀の始めにかけてゴム景気によるアマゾンの繁栄は、語り草となっており、マナウス市に残されている豪華な建築物に当時のゴム経済を偲ぶことができる。

天然の森林から採集されたゴムは直接ヨーロッパに輸出され、当時輸出品に乏しかったブラジルにとっては、国内最大の外貨獲得地帯として電気、電話も国内のいづれの地域よりも早く導入され、子弟をヨーロッパに留学させるその生活形態は、国内各地の羨望を集めたものであった。州政府もゴムの輸出に伴う税収入を基礎にインフラの整備に力を入れ、これが又、マナウス市の急速な発展を裏付けた。

しかし20世紀の始め頃より英国が東南アジアで開始したゴムのプランテーションは、より安く、より品質の高いゴムの輸出を可能としたことから、国際市場におけるゴムの相場は、急速に下落し、世界のゴム市場は、完全に英国の支配下に置かれることとなる。

最大、かつ唯一の輸出商品であるゴムの国際競争力を失ったアマゾンが受けた打撃は大きく、原始的方法に依存してきた採集農業の弱点を表面化し、収入源を失った地域の開発プロセスは中断され、農林人口の流出、都市での大量解雇が続き、企業ベースのない経済システムは、完全に麻痺して景気は沈滞し、他の産業を見出すこともなく、コーヒー経済を中心として発展してきた南東、南部地方と全く隔離された未開発の地帯に戻った。

このようなアマゾン地域の再建を図る連邦政府としての最初の試みが行われたのは、1912年で、同年1月5月付デクレット第 2,453号及び同年4月17日付デクレット第 9,521号により一連の政策が設定され、アマゾンへの植民を推進することになった。

この法律は、ゴム経済の防衛を目的とするもので、ゴムの輸出に必要とする資材の輸入にかゝる関税の免除、より効果的な開発に対するインセンティブの設定、アマゾン奥地方に鉄道及び水路輸送網を設置することが目標とされた。その推進機関としては、同上法律第 105条により、ゴム経済防衛管理庁 (SUPERINTENDENCIA DE DEFESA DE BORRACHA) が設置されている。

しかし、紙上のプランに終ったこの措置は、期待された効果をあげることなく、1945年他の措置に切り換えることになった。BATALHA DE BORRACHA (ゴム経済の闘争) と名付けられた新しい措置は、ゴム採集地帯への労働力の導入、衛生管理指導、特別融資、地域住民に対する食糧供給の通常化を狙ったものであったが、この措置もとくに効果を表わすことなく、アマゾン経済は、半世紀にわたりほゞ放置された状態におかれた。

再びアマゾン地方が連邦政府の注目するところとなったのは、1953年にいってからで、当時政権を担当したゼツリオ・ヴァルガス政府によるアマゾン経済活性化プラン管理庁 (SPVEA) の設置されたのをそのきっかけとしている。同管理庁は、当時の新憲法第 199条にもとづき新設されたもので、次を目標とするものであった。

- イ) 地域の農業生産開発の促進
- ロ) 家畜生産の振興
- ハ) 地域内にある地下資源の調査開発と利用

ニ) 輸送通信システムを包含したアマゾン全域のインフラ整備計画

ホ) 地域住民の経済的、社会的向上を図る政策の実施

ヘ) これらの計画を推進し、技術上の問題を解決する専門機関の設置

以上の通り、具体的な目標が設置されたもの、憲法に規定された開発のための資金はなく、職務を遂行する組織を作ることも不可能な状態にあり、ラテン・アメリカでは、前代未聞の社会経済統合プログラムといわれた本計画も発足直後に座礁している。当時の管理庁長官マリオ・デ・パーロスは、連邦政府に対し、SPVEAがアマゾン地域の活性化を図る条件を持たず、地域経済の復興のためには、新しい組織とその裏付けとなる資金の必要性を強調し要請している。

1966年軍事革命によって軍政最初の政権を担当したカステロ・ブランコ大統領は、法律第 5.173号を持ってSPVEAを廃止、続いて法律第 5.174号より、アマゾン地域の開発に税務恩典を規定したSUDAM (SUPERINTENDENCIA DE DESENVOLVIMENTO DA AMAZONIA、アマゾン開発管理庁) を設定した。アマゾンの開発が本格化したのはこのSUDAMの開発以降である。

この決定により国土面積の3分の2に相当するアマゾン地域における連邦政府の経済計画をコールデネートする政府機関が設置されることになった。将来も度々の試みが失敗した資金の問題については、地域の開発にかかわるプロジェクトを持つ民間投資に対し、法人所得税の50%を控除してこれに向けることとし、又公共部門の各種事業については、次を目標とする国家予算が計上されることになった。

イ) 長期のプログラムとしてアマゾン地域の経済ポテンシャルの調査の実施

ロ) 開発のための拠点の選定、拠点開発の実施

ハ) ポテンシャルを持つ選定地域に対する集中投資

ニ) 地域内における自給体勢の確定

ホ) 国内の人口過剰地帯の対策として対アマゾン移民政策の実施

ヘ) 地域住民の自給態勢の基礎となる農業牧畜及び漁業活動に対するインセンティブの供与

ト) 国内及び外国投資を勧誘し、利益の地域内再投資を図るための税務上、融資上の恩典政策の実施

チ) 特殊技能の訓練と雇用機会の拡大

以上の目的をもって設置されたSUDAMは、その本部をパラ州ベレン市に置き、アマゾン地域の開発を推進する機関としてその業務を続け今日にいたっている。

前世紀の後半から今世紀の始めにかけてゴム景気の中で繁栄し、ゴム貿易の衰退と共にその開発が放置された西部アマゾン地帯については、前述の通り、度々の政策が実施されたが、目的を達成することなく未開発の状態が継続した。この地方は、サン・パウロ・リオ・デ・ジャネイロ中心とする国内の工業地帯より 4,000km以上の遠距離にあり、かつ輸送インフラとしての道路輸送の手段がなかったため、全く隔絶された状態に置かれ続けたものであるが、その地域が豊富な資源を持つ地域であることや北部の国境地帯に当たるという軍事的な意味からも、その開発の必要性が感じられていた。

西部アマゾン地方の開発に対する新たな試みは、1957年6月6日付法律、第 3.173号によってマナウス港の一部を保護地域と指定した時に再開されている。

この法律の施行細則は、1960年12月2日付DECRETO第47.757号を持って規制され、後日61年8月2日付DECRETO第51.194号によって改訂された。この法律では、第1条においてアマゾン地帯をアマゾン川の流域諸国とも協調して開発のための恩典供与の地帯とすることを目的とし、その第2条において、これらの諸国との交流を高めるためのフリー・ゾーンを設定することを始めて明文化している。

具体的には、リオ・ネグロ川流域のマナウス市近郊で川の深さが船の接岸を可能とする 200ヘクタールを下らない面積をマナウス・フリー・ゾーンとすることを定めたものである。

しかしながら、このフリー・ゾーンも具体的なベースを持つにいたらず、集散倉庫の域を出ず、構想通りにはいかなかった。このフリー・ゾーンに与えられた唯一の恩典は、輸入許可の免除にすぎず、フリー・ゾーンとしての特性を持つにいたらなかったのもこの計画が挫折した理由に数えられている。計画自体は、画期的なものであったが、港湾施設や陸上倉庫等の建設に必要な資金の連邦政府負担が大きかったことや、民間企業を引きつけるためのインセンティブが不足したことが他の理由であった。

フリー・ゾーンに関する法律の欠陥は、その後見直しが行われ、これらの経済や、西アマゾン地域開発の拠点としてのフリー・ゾーンの設置が急がれ、税制上、融資上、インセンティブを輸出入を含む商業活動のみでなく、工業及び農牧業にも拡大することにより、国内の先進地域で操業する企業や外国企業を誘致し、フリー・ゾーンを統合的開発拠点とする新しい構想のもとに1967年2月28日付法律第 288号により、マナウス・フリー・ゾーン管理庁 SUFRAMA (SUPERINTENDENCIA DE ZONA FRANCA DE MANAUS) が設置され、この管理庁をコールジネーターとする開発がすゝめられることになった。

大統領令第 288号を基本法令として設置されたSUFRAMAは、同法律によって与えられた権限にもとづき業務を開始したが、中でも保税倉庫と検閲ポストの設置、工業用地、及び農牧団地の造成が画期的な事業として特筆される。

イ) 保税倉庫の設置

当初マナウス市を中心とした 10,000Km²の範囲のみに与えられていた恩典を西部アマゾン全体に拡大することを決定した1968年の法律第 356号により、マナウス工業団地で製造される製品の保税倉庫がロンドニア州ポルト・ベリヨ市、アクレ州リオ・ブランコ市及びロライマ直轄領ボア・ビスタ市に設置され、これを通じて各地域に供給されることになった。但し、この新しい地帯における外国製品に対する税務上の恩典は、第1次必需品のみに限定された。(船舶用エンジン及び部品、農業、道路建設、工業及び漁業用機械器具、建築用基礎資材、第1次必需品の食糧及び医薬品等)、後日他の都市にも保税倉庫網が拡張されたが、これら保税倉庫を通じて供給される商品は、西部アマゾン地域以外には搬出することが出来ないことも規定された。

ロ) 工業地区

工業地区の設置は、20世紀の初期に英国、米国及びイタリーにおいて行われており、国内ではパイア州アラツに建設された工業団地がとくに有名である。工業団地設置の目的は、総合的なインフラを利用することにより、工場が個別に建設される場合より、コストがはるかに安くなること、同一地区内において原材料の調達を可能とすることにより、工業コストの軽減を図ることができることにある。

マナウス市の場合は、これらのほかにフリー・ゾーンの設置によって都市周辺の地価が高騰し、工場の設置を困難としていたこと、国内各地及び外国よりの投資を回り、経済活動の増大に伴う雇用の増加と、それに伴う地域住民の所得の向上を図る拠点としての工業団地が必要であった特別の理由が加えられる。

SUFRAMAでは、以上の状況のもとにマナウス市の中心地より東に5kmの地点に 1,6Km²の面積を確保し、こゝに工業団地を建設することを決定した。

工業団地の区画としては、パイオニア地区Ⅰ、パイオニア地区Ⅱ及び工業拡張地区の3区画に分類され、パイオニア区画の中には、管理部門としてSUFRA MA本部建物のほか、貯蔵倉庫、国際間の保税倉庫が建設された。工業団地を囲む形で建設された住宅地区は、マナウス市の中でも最大の人口密度を有しており、工業団地の労働力供給拠点となっている。

工業地区内のインフラについては、DNOS (DEPARTAMENTO NACIONAL DE OBRAS DE SANEAMENTO基礎衛生工事局)との協議により、上水及び下水工事が行われ、又工業団地の電力の供給は、CEM (マナウス電力公社)によって行われ、国内でもっとも安い料金を設定、工業活動に反映させた。

ハ) 農牧団地

アマゾン地帯の農牧活動が初期の段階にあることから、工業開発と合せ地域内の農業開発をすすめるべく農牧団地を設定することがSUFRA MAの計画に含まれ、マナウス-カラカス国道 (BR-174号線)の沿線 569,334haがこれに当てられることになった。農牧団地の設定にかゝる基本法令は、SUFRA MAの設置を決定した法律第 288号及び69年9月25日付、法律第 818号である。

同農牧団地の土壌は、砂質の粘土土壌で50%は農業生産を可能とするが、大部分は、酸性が強く農業生産を行うためには石灰による土壌の矯正を必要とする。地区内には、TARUMA, BRANQUINHO及び PRETO DA EVAの3つの川が流れている。

農牧団地のインフラとしては、団地内の幹線道路 (410Km)のほか、中央事務所、技術指導本部、学校、診療所、生産資材の販売ポスト、食糧品販売所、機械置場、発電所、技術者住宅、農産物貯蔵倉庫、製材所、訓練センターなどが建設された。

農牧団地に入植した企業の農牧活動に対する援護措置としては、INPA (アマゾン調査研究所)、CEPLAC (ココア復興計画実行委員会)、EMBRAPA (ブラジル農牧研究公社)及び国家ゴム調査センターが当ることになった。

8・2 現 状

イ) 一般概況

〈対象地域〉

マナウス・フリー・ゾーンに与えられたインセンティブの影響地域は、西部アマゾン全域にわたっており、アマゾナス州の西部、ロンドニア州、アクレ州及びロライマ連邦直轄領を包含する地域で、その面積は、2,19百万Km²、国土面積の26%に相当する。

フリー・ゾーンの中心となるマナウス市は、アマゾナス州の首都でネグロ川とソリモエス川が合流してアマゾン川を形成する地点にある。首都ブラジリアより 3,490km、サン・パウロ市とは 3,971kmの距離がある。

〈人 口〉

マナウス市の人は、1980年の人口センサス時点で 633,4千人であったが90年には、推定 1,200千人と推定されており、10年間に人口が倍加している。1967~89年間の間、年間平均 7.4%増加しており、国内でもっとも人口の増加した地域の1つに数えられる。このような人口の増加は、マナウスに設置されている工業団地や商業界に雇用の機会が多く、周辺地域やアマゾン河口地帯の人口移動によるところが大きいが、この人口は、又工業地域の労働力供給源として重要である。

＜インフラ＞

マナウス市は、アスファルト、道路、病院、2つの大学を含む公共私立の学校職業訓練所、ホテル、映画館、テレビ局5局、多数のラジオ放送局、51の支店を含む銀行網、スーパー、マナウス工業団地の製品及び輸入品の販売を行う商店等十分な都市形態を備えている。

S U F R A M A (SUPERINTENDENCIA DE ZONA FRANCA DE MANAUS マナウス・フリー・ゾーン管理庁) が管理する工業団地は、市の中心より5kmの地点にあり、1,742ヘクタールの面積を有している。道路、上下水道を始めとし必要なインフラはすべて完備されており、利用出来るロットは、すでに100%占有されている。S U F R A M Aとしては、今後、工業団地に参加を希望するプロジェクトに応じるため隣接地5,747ヘクタール拡張地区として追加しており、インフラ設備のための工事が進行中である。この隣接地は、今後20年間に加入を希望する工業数を想定して設定されたものであるという。新しい工業団地は、それぞれの面積の異なる91区画に区分されており、最初の団地と同様にS U F R A M Aの承認を受けたプロジェクトに対し、シンボリックな価格で分譲されることになる。

工業地域の上下水、排水、電力、通信等は、マナウス市の都市計画の中ですゝめられている。工業団地を含む市の電力は、E L E T R O N O R T E (ブラジル北部電力公社) が、マナウス市に持つ火力発電所(341,000KW/h)及びB A L B I N A水力発電所(150,000KW/h)によって供給されて、より工業団地の電力需要増加に備える態勢にある。

国内他地域への連絡は、空路、アマゾン川を利用する水路、及び陸路がある。地域の特性から空路は、もともと利用度が多い連絡方法で国内各地と連結している他、ボリビア、ペルー、コロンビア、ベネズエラ等近隣国への北部の玄関口でもある。アマゾン川を利用する水路輸送は、道路のないアマゾン奥地方では、道路に代る交通機関として発達しており、マナウス市への食糧、工業資材、マナウス市よりの国内の消費市場向工業製品輸送に多く利用されている。マナウス市では、それらの大型船舶が接岸出来る港がある。

陸路については、 Rondônia州の首都ポルト・ベリヨ市との間に1970年代にアスファルト道路が建設され、ポルト・ベリヨ市が道路によって国内南部の工業地帯と連結されているところから、陸の孤島であったアマゾン地帯を地上で連結する手段として画期的な工事とされたが、アマゾン地帯の自然条件はきびしく、大量の降雨による道路の亀裂、橋梁の破壊などの修復が出来ないまま、放置されており、一応地図上は、アスファルトによる道路線が示されているが部分的に利用されている程度で、マナウスを南部地方に連絡する道路としての性格は失われている。

ロ) 経済活動の状況

＜第1次部門＞

第1次産業部門の中では、森林部門とくに木材、薬用樹、香料植物等の採集が特筆される。農業部門は、基本的に熱帯果樹を中心としており、野菜類の生産は少なく、マナウス市の供給に依拠していない。マナウス農牧団地における生産状況としては、S U F R A M Aが1992年末に行った調査の結果として農牧部門において、450のプロジェクトが実施され、17,5千haの面積がこれにあてられたこと、中でもゴムの採取が面的に大きかったこと、作物としては、各種の食糧作物、ココア、グアラナ、熱帯果樹の生産が行われたことが発表されている。又牧畜部門では、牛及び鶏の飼育が中心となっているが、見るべき数ではない。

鉱業部門では、金とダイヤモンドが特に重要な産物であるほか、ボーキサイト、錫鉱石、赤鉄鉱石、天然ガス、石油の産出がある。

SUFRAMA農牧団地の概容 (1992年末)

地区々分	計 画 (A)			実 施 (B)			B/A (%)	
	プロジェクト数	面積(ha)	%	プロジェクト数	面積(ha)	%	プロジェクト数	面積(ha)
食糧品	212	2,052,50	1,76	91	178,12	0,61	42,92	8,68
ゴム	116	44,601,00	38,22	93	10,477,45	35,71	80,17	23,49
ココア	65	8,142,00	6,98	9	201,25	0,69	13,85	2,47
グアラナ	56	2,951,50	2,53	43	470,00	1,60	85,71	15,92
果 樹	235	3,544,31	3,04	169	716,91	2,44	71,91	20,23
その他	31	20,924,60	17,93	45	5,467,97	18,64	145,16	26,13
小 計	715	82,215,91	70,46	450	17,511,70	59,69		21,30
牛	53	34,288	29,38	52	11,722,58	39,96	98,11	34,19
鶏	9	68	0,06	6	104,10	0,35	66,67	153,31
その他	12	133	0,11	0	0,00	0,00	0,00	0,00
小 計	74	34,489	29,55	58	11,826,68	40,31		34,29
面積計		116,705	100,00	107	29,338,38	100,00		25,14
牛頭数	47	41,900		52	10,640,00		110,00	25,39
鶏頭数	9	1,091,160		6	40,940,00		75,00	
その他	12	171,584		0	588,00		-	-

出所：SUFRAMA

〈第2次産業部門〉

第2次産業部門は、伝統的な工業分野と近代的な工業分野に大別される。伝統的な工業分野は、木材工業部門を中心として熱帯果実の加工業、グアラナの精製工場、薬草や薬用樹を基本とした薬品の生産、パルミット（椰子の芯）、植物油、ジュート及びその他の繊維工業を指しており、マナウス工業団地が開設される以前より存在した部門である。小規模な企業によって構成される部門である。

マナウス・フリー・ゾーン工業地区の状況 (1991年度)

部 門 別	企 業 数	従 業 員 数	売上高 US\$ 100万	輸出額 US\$ 100万
電気電子	83	25,623	3,680,9	7,0
時 計	15	2,111	242,0	0,2
オートバイ	6	2,866	433,1	19,5
玩 具	6	1,074	187,7	1,2
ライター・ボールペン	6	1,409	169,2	16,7

化 学	10	279	148,9	—
プラスチック	15	2,497	127,2	—
機 械	15	603	83,5	0,4
飲 料	3	1,179	72,8	—
織 維	7	1,365	72,4	—
金 属	19	600	71,2	0,4
出版印刷	4	207	70,2	—
非鉄金属	5	560	46,0	—
眼 鏡	8	1,054	43,0	3,7
食 品	17	981	39,6	3,3
木 材	18	2,753	31,8	8,9
製 紙	4	474	25,8	—
家 具	5	387	12,6	—
衣 料、靴	7	236	5,1	—
ゴ ム	2	42	2,4	—
皮 革	2	122	1,3	—
その他各種	24	1,725	158,3	1,2
分類なし	12	2,587	259,1	—
合 計	293	50,734	5,984,1	62,5

出所：SUFRAMA

近代的な工業分野は、その大半がフリー・ゾーンのインセンティブにもとづいて進出したもので91年度においてその企業数は、293社を数え5万人の従業員を擁し、年間60億ドルの取引を行っている巨大な工業部門である。

これらの近代的工業部門もその大半が生産資材の可成りの部分を外国に依存しており、原材料の輸入税が免除されるフリー・ゾーンへの進出を促すきっかけとなった。

マナウス工業団地は、数種の業績に区分されているが、その中心をなすのは電気電子工業部門であり、一部の製品たとえばTVなど、この工業団地にその生産が集中し、国内市場に全面的に供給する立場にある。

工業団地の企業数は、1990年9月326社を数えて過去最大の記録を作ったが、91年に見舞われた極度のリセッションに抗し切れず企業活動を閉鎖した会社を出したため、91年末は、再び89年のレベルに戻って293社に落ちている。企業数の減少と平行して90年10月に79千人を数えた従業員数は、91年の末にいたって50,7千人に減少し過去4年間最低のレベルに落ちた。

マナウス・フリー・ゾーン工業地区の企業数

月 別	1988	1989	1990	1991
1	266	280	309	312
2	266	281	307	312

3	267	283	308	308
4	268	284	308	308
5	271	286	309	307
6	272	294	311	308
7	274	297	319	306
8	274	297	323	305
9	275	300	326	304
10	276	303	325	299
11	276	301	325	293
12	274	300	318	293
平 均	271	292	315	304

出所：SUFRAMA

マナウス・フリー・ゾーン工業地区の従業員数

人

月 別	1988	1989	1990	1991
1	60,848	59,120	77,982	62,212
2	59,970	59,737	78,744	61,272
3	60,098	56,548	78,395	59,753
4	60,270	61,174	75,897	59,251
5	60,630	64,062	74,936	59,432
6	60,725	66,272	75,330	60,066
7	61,057	69,845	77,972	60,291
8	60,791	72,176	78,708	60,294
9	60,953	75,096	79,926	60,819
10	61,861	75,540	79,071	57,992
11	61,859	74,431	74,528	54,256
12	61,187	75,069	70,061	50,734
平 均	60,854	67,392	76,795	58,864

出所：SUFRAMA

マナウス・フリー・ゾーンの工業地区における売上高も又企業数、従業員数の推移を反映しており、89年の67.8億ドルから90年の84.3億ドルに伸びたあと91年には、58.8億ドルに激減しており、国内リセッションによる需要の減退が示されている。売上げの減退は工業部門に限らず、これらの工業製品を販売する市内の商業部門にも及んでおり、破産に追い込まれたものもあり、マナウス・フリー・ゾーン開設25年にして最大の危機に在ると云われる状況にある。

リセッションによる国内需要の減退からいきおい海外市場が求められたため、輸出類だけは伸長しており、91年において前年を約10%上回る62.402万ドルが輸出された。月間の輸出平均は、5.205 百万ドル、これに対する生産資材の輸入額は月間平均60百万ドルであった。

マナウス・フリー・ゾーン工業地区の月別売上高

100万ドル

月 別	1988	1989	1990	1991
1	271,8	264,1	771,8	384,0
2	257,3	291,2	798,8	356,9
3	410,4	433,3	700,0	442,7
4	350,8	455,8	543,3	472,3
5	364,6	436,2	741,3	520,2
6	413,3	606,1	622,1	530,3
7	405,1	553,2	714,3	587,0
8	500,7	716,0	766,3	674,8
9	550,6	756,9	890,5	584,8
10	527,7	791,5	799,3	554,2
11	645,6	871,4	684,2	543,7
12	378,7	609,8	397,7	333,2
合 計	5,076,6	6,785,5	8,429,6	5,884,1
月間平均	423,1	565,5	702,5	498,7

出所：SUFRAMA

マナウス・フリー・ゾーン工業地区の月別輸出額

100万ドル

月 別	1988	1989	1990	1991
1	4,870,5	1,969,3	3,889,7	2,986,9
2	4,440,0	9,132,2	2,069,8	5,547,2
3	2,435,6	5,123,1	9,630,7	4,192,7
4	5,033,0	13,721,3	4,657,1	5,836,6
5	3,261,5	3,759,8	6,040,4	5,025,8
6	6,707,8	3,760,8	5,943,1	4,680,2
7	5,341,0	4,901,1	6,790,7	4,552,7
8	5,098,2	4,366,7	3,572,3	5,246,4
9	4,607,9	2,626,8	5,752,3	3,370,9
10	5,185,9	4,355,0	3,519,8	8,828,9
11	4,728,6	3,514,4	4,559,9	4,568,8
12	6,035,4	3,757,1	5,349,9	7,625,0
合 計	57,745,4	60,987,6	61,775,7	62,462,1
月間平均	4,812,1	5,082,3	5,148,0	5,205,2

出所：SUFRAMA

マナウス・フリー・ゾーン工業地区の輸入額

100万ドル

月 別	1988	1989	1990	1991
1	33,6	38,2	64,2	48,6
2	36,8	69,7	35,1	43,4
3	38,2	50,2	50,2	55,1
4	41,5	57,5	43,5	54,9
5	33,4	45,4	74,3	47,9
6	49,7	45,5	54,0	67,7
7	27,2	67,8	66,7	68,5
8	38,8	60,9	66,7	71,8
9	41,3	63,1	61,6	80,5
10	38,5	71,1	81,0	69,0
11	48,1	64,1	64,5	70,2
12	56,3	49,5	53,3	51,2
合 計	483,4	683,0	715,1	728,8
月間平均	40,3	56,9	59,6	60,7

出所：SUFRAMA

マナウス・フリー・ゾーン工業地区の販売先市場

年 度	マナウス地区	国内市場	海外市場	計
1988	24,81	74,12	1,07	100,00
1989	21,94	77,42	6,64	100,00
1990	21,69	77,53	0,78	100,00
1991	22,46	76,38	1,16	100,00

出所：SUFRAMA

マナウス工業団地の中では、電気電子部門がとくに大きく、90年において89社、91年はや、減少したもの、83社を数えており、その売上高は、91年において全体の61%を占めた。国内の有名企業は殆んどが進出しており、国内で販売される電気電子製品の80%は、こゝで製造されている。中でもカラー・テレビの生産比率は圧倒的に大きくその殆んどがマナウス製である。

SUFRAMA及びマナウス州政府は地区内及び国内他地域への供給を目指した中間財、部品工業の設置を促す方針である。

マナウス・フリー・ゾーン工業地区業種別実績（電子工業部門）

内 訳	1988	1989	1990	1991
企業数 (年末)	72	80	89	83
全体との割合 (%)	26,27	26,66	27,98	28,32
従業員数 (年末) 人	30.792	37.606	37.958	25.623
◇全体との割合 (%)	50,32	51,46	54,17	50,50
売上高 US\$ 100万	5.266,7	4.391,2	5.285,9	3.680,9
販売市場地区内 (%)	24,74	21,63	21,72	23,49
国内	75,03	78,26	78,15	76,26
海外	0,23	0,11	0,13	0,25
輸出額 US\$ 100万	6.453,1	3.955,0	7.031,0	7.043,3
全体との割合 (%)	11,17	5,66	11,38	11,27
生産資材の外国依存度(%)	15,43	17,76	18,74	26,16
◇ 輸入額 US\$ 100万	289,9	425,9	471,1	503,5
◇ 全体との割合 (%)	71,90	51,96	69,45	75,81

出所：SUFRAMA

電気電子工業部門に次いで急速な進展をみた部門として時計部門がある。1990年までは、16社が操業していたが、91年には、1社が閉鎖したため15社となっている。従業員数は、89年に3千名を越したのを頂点として減少し、91年末において2千人をわずかに上回る程度である。製品の海外輸出はなく、ほとんど全量が国内で販売されており、国内販売の100%はマナウス工業地区で製造されている。

マナウス・フリー・ゾーン工業地区業種別実績（時計部門）

内 訳	1988	1989	1990	1991
企業数 (年末)	16	16	16	15
全体との割合 (%)	5,83	5,33	5,05	5,11
従業員数 (年末) 人	2.055	3.115	2.795	2.111
◇全体との割合 (%)	3,35	4,26	3,98	4,16
売上高 US\$ 100万	175,0	321,3	378,1	242,0
販売市場 (%) 地区内	5,79	6,34	8,50	7,23
国内	94,42	93,62	91,47	92,69
海外	0,09	0,04	0,03	0,08
輸出額 US\$ 100万	0,3	0,1	0,1	0,2
全体との割合 (%)	0,48	0,15	0,07	0,50
生産資材の外国依存度(%)	76,63	73,05	65,71	59,48
◇ 輸出額 US\$ 100万	50,8	90,3	89,2	53,1
◇ 全体との割合 (%)	9,09	12,04	13,74	6,62

出所：SUFRAMA

オートバイ部門はマナウス工業地区における重要な工業部門というだけでなく、南米最大の生産部門を持ち、125ccより750ccまでのオートバイ生産が行われている。1991年における企業数は日本の大手企業ヤマハ及びヤマハを含む6社あり、3,000名近くの従業員を擁している。オートバイ国内生産の100%がここに集中し、年間300千台の生産が続行中である。

マナウス・フリー・ゾーン工業地区業種別実績（オートバイ部門）

内 訳	1988	1989	1990	1991
企業数 (年末)	7	7	6	6
全体に占める比率 (%)	2,55	2,35	1,88	2,04
従業員数 (年末) 人	3,453	4,070	3,298	2,866
◇全体に占める比率 (%)	5,64	5,57	4,70	5,64
売上高 US\$ 100万	429,1	548,5	710,5	433,2
地区内販売 (%)	15,30	9,17	12,9	13,09
国内販売 ◇	82,40	88,03	84,3	81,54
海外市場 ◇	2,30	2,80	2,7	5,36
輸出額 US\$ 100万	12,3	29,8	18,5	19,5
◇全体に占める比率 (%)	19,56	32,5	15,64	—
原料の海外依存度	21,92	25,14	16,18	18,76
輸入額 US\$ 100万	53,4	72,5	52,7	37,9
◇全体に占める比率 (%)	5,77	15,86	5,45	2,25

出所：SUFRAMA

フリー・ゾーンの最終的な確立と、段階的に政府より供与される税務恩典を離れて自営出来る態勢を整えるため地区内工業への供給を目的とする中間財工業部門の充実が図られている。とくに国内と類似品のない中間財の生産に対しては、大きなインセンティブが図られている。この目的はすでに具体化されており、90年までに132の中間財製造プロジェクトが認可されている。

マナウス・フリー・ゾーン工業地区業種別実績（ボールペン、ライター等）

内 訳	1988	1989	1990	1991
企業数 (年末)	5	5	6	6
全体に占めた比率 (%)	1,82	1,66	1,88	2,04
従業員数 (年末)	1,257	1,667	1,730	1,409
◇全体に占めた比率 (%)	2,05	2,28	2,46	2,27
売上高 US\$ 100万	123,6	162,3	240,2	169,2
地区内販売 (%)	1,79	3,15	2,38	1,60
国内市場 ◇	89,42	90,53	91,50	87,54
海外 ◇ ◇	8,79	6,32	6,12	10,86

輸 出 額 US\$ 100万	10,3	11,4	14,2	16,7
◇全体に占めた比率 (%)	18,96	32,25	20,45	21,32
原料の海外依存度 (%)	26,20	11,41	12,69	13,74
輸 入 額 US\$ 100万	19,1	6,6	10,8	10,1
◇全体に占めた比率 (%)	1,31	1,48	1,32	0,59

出所：SUFRAMA

マナウス・フリー・ゾーン工業地区業種別実績（飲料水部門）

内 訳	1988	1989	1990	1991
企 業 数 (年末)	5	5	6	3
全体に占めた比率 (%)	1,82	1,66	1,88	1,02
従業員数 (年末)	2,419	2,709	2,764	1,179
◇全体に占めた比率 (%)	3,95	3,70	3,94	2,52
売 上 高 US\$ 100万	52,7	62,4	200,1	72,8
地区内販売 (%)	79,75	80,85	43,01	80,50
国 内市場 ◇	20,25	19,15	56,99	19,50
海 外◇ ◇	—	—	—	—
輸 出 額 US\$ 100万	—	—	—	—
◇全体に占めた比率 (%)	—	—	—	—
原料の海外依存度 (%)	18,48	21,86	6,45	17,18
輸 入 額 US\$ 100万	2,5	2,9	1,7	4,0
◇全体に占めた比率 (%)	—	0,72	0,55	0,69

出所：SUFRAMA

マナウス・フリー・ゾーン工業地区業種別実績（金属部門）

内 訳	1988	1989	1990	1991
企 業 数 (年末)	19	20	20	19
全体に占めた比率 (%)	6,93	6,66	6,28	6,48
従業員数 (年末)	888	1,165	7,60	6,00
◇全体に占めた比率 (%)	1,45	1,59	1,08	1,18
売 上 高 US\$ 100万	101,1	162,6	119,0	71,2
地区内販売 (%)	11,46	13,96	23,75	29,76
国 内市場 ◇	82,92	85,90	75,72	69,50
海 外◇ ◇	5,62	0,04	0,53	0,74
輸 出 額 US\$ 100万	4,5	0,2	0,6	0,4
◇全体に占めた比率 (%)	17,66	0,65	0,35	0,74

原料の海外依存度 (%)	38,56	6,19	5,46	1,96
輸 入 額 US\$ 100万	26,4	9,1	4,6	0,9
◇全体に占めた比率 (%)	4,95	0,74	0,25	0,27

出所：SUFRAMA

マナウス・フリー・ゾーン工業地区業種別実績（機械部門）

内 訳	1988	1989	1990	1991
企 業 数 (年末)	13	15	16	15
全体に占めた比率 (%)	4,74	5,00	5,05	5,11
従業員数 (年末)	742	986	812	603
◇全体に占めた比率 (%)	1,21	1,34	1,15	1,18
売 上 高 US\$ 100万	40,2	75,9	97,8	83,5
地区内販売 (%)	33,21	25,35	18,75	9,87
国 内販売 ◇	66,69	74,65	81,22	89,08
海 外市場 ◇	0,10	—	0,03	1,05
輸 出 額 US\$ 100万	—	—	—	0,4
◇全体に占めた比率 (%)	—	—	—	—
原料の海外依存度 (%)	23,66	34,01	37,80	40,09
輸 入 額 US\$ 100万	6,6	14,0	15,7	18,8
◇全体に占めた比率 (%)	0,08	2,98	0,94	2,05

出所：SUFRAMA

マナウス・フリー・ゾーン工業地区業種別実績（木材部門）

内 訳	1988	1989	1990	1991
企 業 数 (年末)	21	21	20	18
全体に占めた比率 (%)	7,66	7,00	6,28	6,14
従業員数 (年末)	4,979	4,722	3,120	2,753
◇全体に占めた比率 (%)	8,13	6,46	4,45	5,42
売 上 高 US\$ 100万	50,0	60,8	45,5	31,8
地区内販売 (%)	17,65	25,58	31,12	22,53
国 内販売 ◇	57,74	59,49	39,54	47,27
海 外市場 ◇	24,61	14,93	29,34	30,20
輸 出 額 US\$ 100万	12,6	8,1	11,5	8,9
◇全体に占めた比率 (%)	22,10	11,19	—	12,86
原料の海外依存度 (%)	5,40	5,99	4,05	1,44
輸 入 額 US\$ 100万	0,7	0,9	0,3	—
◇全体に占めた比率 (%)	0,14	—	0,8	—

出所：SUFRAMA

マナウス・フリー・ゾーン工業地区業種別実績 (玩具部門)

内 訳	1988	1989	1990	1991
企 業 数 (年末)	6	6	8	6
全体に占める比率 (%)	2,18	3,00	2,51	2,04
従業員数 (年末)	898	1,600	1,377	1,074
◇全体に占める比率 (%)	1,46	2,18	1,96	2,11
売 上 高 US\$ 100万	38,6	140,9	163,7	187,8
地区内販売 (%)	13,30	7,48	6,78	9,12
国 内市場 ◇	85,26	92,45	93,15	90,31
海 外 ◇ ◇	1,44	0,07	0,07	0,57
輸 出 額 US\$ 100万	0,5	0,3	0,1	1,2
◇全体に占める比率 (%)	—	—	—	1,58
原料の海外依存度 (%)	37,72	17,14	15,44	34,21
輸 入 額 US\$ 100万	3,7	8,9	9,8	30,3
◇全体に占める比率 (%)	0,14	1,68	1,65	3,60

出所: SUFRAMA

8・3 関連法規

マナウス・フリー・ゾーンの設置、対象地域の拡大、税務恩典の供与、輸出入に関する規定等を定めた関連法規としては、次のものがある。

イ) 連邦法規

DECRETO LEI Nº 288 1967年 2月28日付

マナウス・フリー・ゾーンの設に関する基本法令、西アマゾン地域の主要都市における保税倉庫の設置、マナウス工業地区及び農牧地区の設定等を規定。

DECRETO Nº 61.244 1967年 6月28日付

DECRETO LEI Nº 288の施行細則

DECRETO LEI Nº 356 1968年 8月15日付

マナウス・フリー・ゾーンの税務恩典地域を当初のマナウス市を含む10.000Km²よりロンドニア州、アクレ州及びロライマ直轄領を含む西部アマゾン地方全体に拡大することを設定。

DECRETO Nº 63.871 1968年 12月20日付

DECRETO LEI Nº 356の施行細則

DECRETO LEI Nº 756 1969年 8月11日付

アマゾン地域の経済価値化その他の措置、アマゾン地方に対する投資に対し所得税の減免税を規定。

DECRETO Nº 67.527 1970年 11月11日付

DECRETO LEI Nº 756の施行細則

- DECRETO LEI Nº 1.376 1974年 12月12日付
投資基金の設定、税務恩典にかゝる所得税関連の規定等
- DECRETO LEI Nº 1.435 1975年 12月16日付
DECRETO LEI Nº 288の内容一部変更
- DECRETO LEI Nº 1.455 1976年 4月 7日付
マナウス・フリー・ゾーンよりの旅行者手荷物の限度に関する規定
- DECRETO LEI Nº 1.593 1977年 12月21日付
DECRETO LEI Nº 1.435の内容一部変更
- DECRETO LEI Nº 1.564 1977年 7月29日付
DUDAM (アマゾン開発庁) 及びSUDENE (東北開発庁) 管下の地域内に所在する企業の所得税に対する恩典にかゝる規則の改訂
- DECRETO Nº 83.263 1979年 3月 9日付
工業製品税 (IPI) の取扱いに関する規定
- DECRETO Nº 84.473 1980年 2月11日付
DECRETO Nº 61.244の一部変更
- PORTARIA Nº 308 (大蔵省) 1976年 8月11日
マナウス・フリー・ゾーンで製造される製品に用いられる資材の輸入関税にかゝる規定
- SUFRAMA Nº 69 1977年 11月22日
マナウス・フリー・ゾーンに輸入された外国製品の国外輸送に関する規定
- BANCO CENTRAL-RESOLUÇÃO Nº 610 1980年 5月 8日
マナウス・フリー・ゾーンにおける金融操作税の免除
- DECRETO Nº 93.607 1986年 11月21日
1974年12月12日付DECRETO LEI Nº 1.376で設定された投資基金の利用に関する規定
- LEI Nº 8.167 1991年 1月16日
税務恩典にかゝる所得税関連規則の変更、投資基金利用のための新期条件の設定
- DECRETO Nº 101 1991年 4月17日
LEI Nº 8.167の施行細則
- DECRETO Nº 153 1991年 6月25日
DECRETO Nº 101の内容一部変更

ロ) 州条令

- LEI Nº 569 1967年 4月 7日付
DECRETO LEI Nº 288 第49条1項にかゝる税務上のクレジット供与に関する規定
- LEI Nº 902 1969年 11月 28日付
マナウス・フリー・ゾーンより他の西部アマゾン地帯へ商品を搬出するに際し、税務上

のクレジットを保留する規定

LEI Nº 1. 370 1980年 12月28日付

アマゾナス州の開発に対する恩典政策

DECRETO Nº 4. 831 1980年 2月28日付

LEI Nº 1. 370 の施行細則

LEI Nº 1. 605 1983年 7月25日付

アマゾナス州の開発に対するインセンティブ政策の変更

LEI Nº 1. 699 1985年 9月13日付

アマゾナス州の税務恩典政策を設定した1983年7月25日付LEI Nº 1.605
の一部変更

LEI Nº 1. 320 1988年 12月30日付

1978年12月に発令されたLEI第1. 300の内容一部変更

LEI Nº 1. 939 1989年 12月27日付

アマゾナス州憲法にもとづく税務及び税務外恩典政策の施行細則及び中小企業振興基
金の設定

DECRETO Nº 12. 024 1989年 5月 5日付

税務恩典付中間財の搬出にかゝる規定

DECRETO Nº 12. 316 1989年 8月30日付

ICMS (商品流通サービス税)にかゝる規定

DECRETO Nº 12. 814 1990年 2月23日付

1989年12月27日付LEI Nº 1. 939に定める税務上及び税務外恩典政策
の施行細則

LEI Nº 2. 084 1991年 10月25日付

外国製品の輸入にかゝる税務上の措置に関する規定

DECRETO Nº 14. 148 1991年 8月 5日付

未加工の植物取引の場合に生じるICMS (商品流通、サービス税) 算定基準に関する
規定

DECRETO Nº 14. 459 1992年 1月30日付

1991年10月25日付LEI Nº 2. 084で規定された外国製品の輸入に対
する税務上の取扱いに関する規定の補足

DECRETO Nº 14. 506 1992年 2月28日付

1989年12月27日付LEI Nº 1. 939によって設定された税務恩典に関
する施行細則の補足

DECRETO Nº 14. 820 1992年 7月27日付

マナウス・フリー・ゾーンで製造された特定製品のICMCの償還に関する規則

ハ) 市条令

DECRETO Nº 25 1967年 3月17日

マナウス・フリー・ゾーンにおけるサービス税の免除に関する規定

LEI Nº 1.883 1986年 12月16日

サービス税の免税措置の廃止に関する規定

LEI Nº 0083 1991年 7月15日

サービス税の源泉徴収にかゝる規定

DECRETO Nº 682 1991年 7月11日

1987年1月6日付DECRETO Nº 5.626の廃止

DECRETO Nº 800

1991年7月15日付 LEI Nº 0083の施行細則

8・4 マナウス・フリー・ゾーンのインセンティブ

イ) SUFRAMA管下のインセンティブ

マナウス・フリー・ゾーンの税務上及び税務外の恩典は、SUFRAMA（マナウス・フリー・ゾーン管理庁）が管轄する連邦税に関連するもの、アマゾナス州政府の管下にあるもの及びマナウス市に属するもの、3種に分けられる。

この中、SUFRAMAが管轄する連邦関係のインセンティブとしては、次のものがある。

1) IPIの免税

マナウス・フリー・ゾーンで製造され国内市場で消費される製品は、IPI（工業製品税～連邦税）が免除される。但し、火薬、弾薬、アルコール飲料、乗用車、香料化粧品、食品加工品は、除外される。

関連法規 DL Nº 288 第3条及び第9条

2) 所得税の免除

1993年までにSUDAMの管轄地域内において新設、改良又は、拡張する工業及び農業プロジェクトは、その営業の結果生じた利益に対する所得税を企業が操業を開始した翌年より起算して向こう10年間免除される。

関連法規 DL 第 1.564（77年7月29日） DL 94075（87年3月5日） LEI 7.450 第59条

3) 輸入税の減免

マナウス・フリー・ゾーン内で消費される財の輸入に対しては、その輸入税が免除される。マナウス・フリー・ゾーンで工業加工されたあと国内の他の地域で販売されるものに対しては、輸入税が減額される。

関連法規 DL 288 第3条及び第7条

4) 輸出税の免除

5) 公共機関に対する料金、手数料の支払い免除、但し、マナウス・フリー・ゾーンで製造され後日輸出される製品の部品原材料輸入に関連するものをいう。資本財の輸入に対しても同様の取扱いが行われる。

6) 特別融資

SUFRAMAの承認を受けたプロジェクトは、会社資本の形成を目的として、FINAME資金

(経済社会開発銀行特別工業融資々金)の融資を受けることができる。

関連法規 DL 1376

以上の恩典を受ける条件としては、財の生産及び情報関係のサービスに従事する企業は、国内市場に対する売上高の最少限5%を調査及び開発資金として投資すること、その中、最少限2%は、国の調査機関又は、教育機関に投資することの他、企業の持つ技術障の技能向上プログラムを行った証明の提出が義務づけられている。

ロ) アマゾーナス州政府関係のインセンティブ

1) ICMS (商品流通サービス税)の償還

イ、次のものに対しては、ICMSの100%が償還される。

- a. 小及びミニ企業によって製造された財
- b. 地域内の薬用植物をベースとして用いている薬品及び魚の工業加工品
- c. 州内の奥地方で生産される財で優先的取扱いを受けるもの

ロ、次のものは、100%までの償還が行われる。

- a. 中間財
- b. 地域内の原材料を用いる財
- c. 優先市場に属する農牧産品
- d. 情報関係の財

ハ、次のものは、ICMSの55%が償還される。

- a. 資本財
- b. 食糧、衣料及びはきものを目的とする消費財

ニ、次のものは、ICMSの45%が償還される。

- a. 上記以外の工業加工された消費財

ハ) マナウス市管下のインセンティブ

マナウス市がフリー・ゾーンに対して与えている恩典としては、ISS (サービス税)の免除及び工業団地の安価分譲がある。

ISSの免除～マナウス市の承認を受けたプロジェクトを実施する役務提供会社は、市税としてのISS免除の恩典があたえられる。(市条令5.626/87)

工業団地の分譲～SUFRAMAの承認を得たプロジェクトは、シンボリックな価格によって工業地区の土地を購入することができる。

8・5 メルコスールの開設に伴う影響

メルコスールの開設が、マナウス・フリー・ゾーンに与える影響については、SUFRAMA (マナウス・フリー・ゾーン管理庁) 内部に特別委員会が設けられ検討が行われているが、未だ日も浅く結論的なもの、対策的なものは発表されていない。現在までのところこの問題に対する見解としては、昨年SUFRAMA総裁が下院で言った演説がある。同演説の中で、メルコスールとの関連について次のように述べられている。

マナウス・フリー・ゾーンは、国内の消費市場より遠離の地にあるアマゾンの奥地方に開発の条件を与える農工業の拠点を設置することを目的とし、税務恩典を伴う自由貿易地域として設置されたものである。

開設後25年を経た今日、マナウス・フリー・ゾーンはその目的の達成率よりみて、極めて大きな成果を納めた政府のプロジェクトといえることができる。

ブラジルの全国民は、日々マナウスで製造された各種の製品を消費している。TV、ビデオ、音響機器、オートバイ、自転車、時計、電子レンジ、ビデオ・テープ、電子計算器、ファックス、マイクロ・コンピューター、眼鏡、ビデオ・ゲーム、各種の事務用品等々、多種の商品が製造され、供給されている。

その経済活動の中心をなす工業部門は、1990年に外国より輸入した8億ドルの資材と、その70%がサン・パウロの工業地域より供給された国内資材33億ドルを用いて84億ドルの売上げを記録しているが、このことは、43億ドルの付加価値が得られたことを意味し、その国産率が80%に達したことを示すものでもある。

マナウス・フリー・ゾーンにおけるこの84億ドルの売上げは、世界に存在するフリー・ゾーン全体の売上高の3分の1に相当するものであり、マナウスは、おそらく世界最大のフリー・ゾーンということが出来よう。

今、動き始めている南部共同市場～メルコスール～が、マナウス・フリー・ゾーンに与える影響については、二つの観点より観察する必要がある。

第1は、悲観的な観測で、本格的に共同市場が動き出す1994年12月31日～但しパラグアイとウルグアイは、その例外リストの廃止が更に1年間延期されることになるが、～以降メンバー国間の輸出入関税が廃止され、税務上の取扱いが平等化されることにより、メルコスールの消費市場に近い地域とりわけその条件下にあるパラグアイ、又はウルグアイに新しい工業地区を出現させる機会が与えられることである。

マナウス・フリー・ゾーンの製品が、その大半を国内市場とくに国内の中央、南部地方に向けていることから、これら新しく発生し得る工業地帯は、メルコスール構成国であるブラジルとアルゼンチンの消費市場に対し有利な立地条件を持つことになる。このことは、ブラジル側のマナウスのみでなく、アルゼンチンのティエラ・デ・フエゴのフリー・ゾーンも同様の打撃を受けることとなる。マナウス、ティエラ・デ・フエゴの両フリー・ゾーンは、いずれも国の最先端にあり、奥地方の開発を目指した政治的意図のもとに開設されたものである。

次にメルコスールの開設がマナウス・フリー・ゾーンに与える影響の希望的観測としては、市場が拡大されるという観点よりみることができる。

マナウス・フリー・ゾーンの市場拡大は、メルコスール・メンバー国内における新しい工業地帯の異常発生を防ぐ協定によって実現する。マナウス・フリー・ゾーン設置に対して設定されたのと同様の基準にもとづく工業地区の区画は、アスンシオン条約構成国における工業過密地帯決定の基準となろう。

パラグアイ国などにみられる税務面での不均衡な優遇は、共同市場の問題として解決されねばならず、その結果としてその有利性は、廃除されることになる。このこともマナウス・フリー・ゾーンの製品を新しい市場に販売する可能性を含むものである。

将来新しい工業地区の出現が、マナウス・フリー・ゾーンの経済性を阻害することを避ける一つの方

法は、メルコスール開設までの暫定期間終了の日以降、生産プロセスの全部を包含する原産地にかゝる特別の基準を設定することであろう。このことは、長年にわたって多くの一連の製品について、その生産プロセスの開発を続けてきたマナウス・フリー・ゾーンにとって有利な条件となる。

この原産地にかゝる基準は、製品毎に基礎的生産プロセスを明らかとすることを要求すること、なるが、マナウス・フリー・ゾーンにおいては、そのプロセスはすでに存在しており、SUFRAMA 経営審議会を通じすでに各部門別に設定されている事項である。

すでに設定された規則の履行を目的としながらも、メンバー国が信任した機関による技術上の分析を行う必要が生じてくる。

参考資料

MERCOSUL : LEGISLAÇÃO E TEXTOS BÁSICOS

BOLETIM DE INTEGRAÇÃO LATINO AMERICANO

MERCOSUL AGRICOLA

CUSTOS E COMPETIVIDADE NO MERCOSUL

PRIORIDADE PARA A INTEGRAÇÃO DAS POLITICAS AGRICOLAS

NO MERCOSUL

ANUARIO E GUIA MERCOSUL

ZONA FRANCA DE MANAUS : LEGISLAÇÃO

INFORMAÇÃO SOBRE ZONA FRANCA DE MANAUS

SISTESIS INFORMATIVA ECONOMICA Y FINANCIERA

INDICADORES

MERCOSUL SITUACION Y PERSPECTIVA

INFORME ANUAL SOBRE EL PROCESO DE INTEGRACION

EN EL MERCOSUL

MEMORIA ANUAL 1991

PARAGUAY EN EL MERCOSUL

URGUAY E MERCOSUL

COMPETIVIDADE Y MERCOSUL

ESTUDO SOBRE COMPETIVIDADE DE PRODUCTOS

AGROPECUÁRIOS EN EL MERCOSUL

ブラジル 国上院

◇ 外務省

◇ 農務省

VALTER JOSÉ STULP

MAURO DE RESENDE LOPES

SPECTRUM COMUNICAÇÃO LTDA.

ブラジル大統領府地域開発庁

SUFRAMA

アルゼンチン中央銀行

SOCIEDADE RURAL ARGENTINA

GUILLERMO HUNT

パラグアイ中央銀行

◇

FUNDACION PARAGUAYA DE

COOPERACION Y DESARROLLO

EDITORIAL UNIVERCIDADE LTDA.

EDITORIAL TRICCE

ウルグアイ農務省及びドイツDEUTSCHE

GESELLSCHAFT FUR TECHNISCHE

ZUSAMMENARBEIT

1993年3月

報告書作成

T H K CONSULTORIA ECONOMICA LTD.

SÃO PAULO, BRASIL

メルコスールの動向及びマナウス・フリー・ゾーンの経緯と現状

JICA

